一　名称　上北山村商工会
二　主たる事務所の所在地　奈良県吉野郡上北山村大字河合三百六十番地の八
三　認定関係事務を行う事務所の所在地　奈良県吉野郡上北山村大字河合三百六十番地の八
四　認定関係事務を行う利用調整地区　吉野熊野国立公園西大台利用調整地区
五　認定関係事務を開始する年月日　平成二十二年一月二十一日

○防衛省告示第一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年一月十五日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年一月十八日及び同月十九日（予備、同月二十日及び同月二十一日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦　自衛艦三隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年一月十五日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年一月十九日（予備、同月二十日及び同月二十一日）の〇七〇〇から一七〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域

実施艦　自衛艦三隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第三号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十二年一月十五日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年一月十九日から同月二十二日まで（予備、同月二十三日）の間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三三度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒
(イ)　北緯三三度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(ウ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(オ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(カ)　北緯三二度一八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

実施艦　自衛艦十八隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の全部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十二年一月十五日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画公園事業第八・三・二十四号旧岩崎邸公園
三　事業施行期間　自平成二十二年一月十五日至平成二十六年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都台東区池之端一丁目及び文京区湯島四丁目地内
使用の部分　なし
五　収用の手続が保留される事業地　東京都台東区池之端一丁目及び文京区湯島四丁目地内

○関東地方整備局告示第六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月十五日

関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
甲府市富竹二丁目四九八番七から同市宝二丁目六五四番まで	前	BA 七・五〇～一〇・二〇（メートル）	一〇五・二〇（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 七・五〇～一〇・二〇 九・七～九・七	九六・八〇	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月十五日

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十二号	甲府市上石田一丁目九三番一地先から同市飯田五丁目六五八番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年一月十五日

○北海道開発局告示第十一号

二級河川声問川水系に係る河川予定地について、平成十八年七月三日付けで告示された北海道開発局告示第六十五号を廃止する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局稚内開発建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年一月十五日

北海道開発局長　関　克己

（図面省略）